

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流水科学センター条例
根拠条項	第13条
処分の概要	多目的ホール等の使用の承認の取消し等
法令の定め	〔北海道立オホーツク流水科学センター条例〕 第13条 指定管理者は、第11条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。 (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第11条の承認を受けたとき。 (3) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認めたととき。
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者） (電話番号：0158-23-5400)
問い合わせ先	・ 同上 ・ 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-403）、ダイヤル：011-204-5215)
備考	(公表アドレス <a href="http://giza-ryuhyo.com/shobunki_jun.pdf">http://giza-ryuhyo.com/shobunki_jun.pdf</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例
根拠条項	第15条第1項及び第2項
処分の概要	特別利用の承認の取消し
法令の定め	[北海道立オホーツク流氷科学センター条例] 第15条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。 2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者）  (電話番号：0158-23-5400)
問い合わせ先	・同上 ・環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-403）、ダイヤル：011-204-5215)
備考	(公表アドレス <a href="http://giza-ryuhyo.com/shobunki.jun.pdf">http://giza-ryuhyo.com/shobunki.jun.pdf</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則
根拠条項	第2条、第3条第1項及び第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	<p>[北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則]</p> <p>第2条 酒に酔っている者その他館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>第3条 入館者は、流氷科学センターの利用につき、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建物、附属設備若しくは条例第3条第2項に規定する流氷科学センター資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより流氷科学センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、流氷科学センターの利用を制限し、又は退館させることができる。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者） (電話番号：0158-23-5400)
問い合わせ先	・ 同上 ・ 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-403）、ダイヤル：011-204-5215)
備考	(公表アドレス <a href="http://giza-ryuhyo.com/shobunki.jun.pdf">http://giza-ryuhyo.com/shobunki.jun.pdf</a> )

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 29 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則
根拠条項	第 7 条第 1 項及び第 2 項
処分の概要	原状回復の義務
法令の定め	[北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則] 第 7 条 条例第 11 条の承認を受けた者は、多目的ホール等の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。条例第 13 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を制限され、若しくは使用を停止されたときも同様とする。 2 前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該条例第 11 条の承認を受けた者から徴収するものとする。
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団 (指定管理者) (電話番号 : 0158-23-5400)
問い合わせ先	・ 同上 ・ 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号 : 011-231-4111 (内線 24-403) 、ダイヤル : 011-204-5215)
備考	(公表アドレス <a href="http://giza-ryuhyo.com/shobunkijun.pdf">http://giza-ryuhyo.com/shobunkijun.pdf</a> )